

## 大規模小売店舗立地法の施行期日を定める政令

(平成10年10月16日政令第326号)

大規模小売店舗立地法の施行期日は、平成十二年六月一日とする。ただし、同法第二条から第四条までの規定の施行期日は、平成十一年五月一日とする。